(オ)　北緯三一度三六分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年六月十八日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年七月四日から同月六日まで（予備、同月七日）の間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年六月十八日
関東地方整備局長　菊川　滋
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百九号　川崎市川崎区殿町二丁目六番二四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所
供用開始の期日　平成二十二年六月二十日

○近畿地方整備局告示第百五十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。
平成二十二年六月十八日
近畿地方整備局長　上総　周平
一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社住環境
二　住所
　大阪市中央区材木町一番六号
三　代表者氏名
　代表取締役　西浦　慶信
四　登録年月日
　平成二十二年六月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　株式会社住環境　大阪市中央区材木町一番六号

国会事項

衆議院

特別委員長補欠選任

六月十六日特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　中山　義活

特別委員長辞任

六月十六日特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　城島　光力

条約送付及び通知

六月十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

六月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法
母体保護法の一部を改正する法律

議決通知

六月十六日鬼塚事務総長から今野裁判官弾劾裁判所裁判長及び小幡参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。
裁判官弾劾裁判所裁判員予備員
第二　福田　昭夫（牧義夫の補欠）

指名通知

六月十六日本院は国土審議会委員に衆議院議員森本哲生を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

六月十六日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
（豪雪地帯対策分科会）　下条　みつ

継続審査及び継続調査の議決通知

六月十六日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
内閣委員会
一、政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一三号）
二、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治外三名提出、第百七十三回国会衆法第一一号）
三、死因究明推進法案（下村博文外五名提出、衆法第三〇号）
四、国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治外六名提出、衆法第三二号）
五、内閣の重要政策に関する件
六、栄典及び公式制度に関する件
七、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
八、国民生活の安定及び向上に関する件
九、警察に関する件
総務委員会
一、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第五六号）（参議院送付）
二、国と地方の協議の場に関する法律案（内閣提出第五七号）（参議院送付）
三、地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第五八号）（参議院送付）
四、行政機構及びその運営に関する件
五、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件
六、地方自治及び地方税財政に関する件
七、情報通信及び電波に関する件
八、郵政事業に関する件
九、消防に関する件
法務委員会
一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗外三名提出、第百七十三回国会衆法第五号）
二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安に関する件
五、人権擁護に関する件
外務委員会
一、国際情勢に関する件